

第3章 岡山市の防災及び危機管理の事業の概要

1. 危機管理の基本指針

岡山市は、平成23年4月に「岡山市危機管理基本指針」を定めている。以下は、岡山市危機管理基本指針より抜粋したものである。

【基本指針の目的】

近年、市民の身の回りで発生する危機は、地震や台風等の自然災害だけでなく社会的、人為的な事象へと広がり、その様相も複雑・多様化しているため市民生活を脅かす危機の発生が懸念されている。

このため、「地震や台風等の自然災害」及び「武力攻撃事態等」並びに「公共施設における事件・事故及び感染症の緊急事態等」に備えて対応能力の強化が求められている。

本市においては、局区等が一体となって、「想定される危機」の発生による被害の最小化を図るとともに、本市が取り組むべき基本的な事項を定めることにより、速やかな初動体制を確立し、「危機発生時の迅速な対応」及び「事後対策」等、事態に的確に対処するため「岡山市危機管理基本指針」を定め、市民の生命、身体及び財産を保護し、市政の円滑な運営を確保することを目的とする。

【基本理念】

複雑多様な危機への対処は、「自助」「共助」「公助」という考えのもと、市民、事業者（企業等）、行政等が全市的に取り組むことが重要である。

このため、本市は次の基本理念により、危機への対処を強化し、総合的な危機管理体制の推進を目指すとともに、市民の安全で安心な生活を確保する。

- ① 多様な危機への情報整理及び分析を行い、未然防止に努める。
- ② 平常時には、想定する危機への計画策定に努め、研修・訓練等を実施する。
- ③ 危機発生時には、関係機関が一体となって迅速で的確な対応に努める。
- ④ 事後対策として、市民生活の早期回復と復興及び再発防止に努める。
- ⑤ 関係機関等と総合的な協力体制の構築に努める。
- ⑥ 安全・安心ネットワークを構成する各種団体等と市民との協働による地域防災力の向上に努める。

(1) 危機管理の定義

基本指針における「危機管理」とは、様々な危機を対象に、危機の未然防止と危機が発生したときの被害を最小限に止めるための取り組みであり、具体的には

- ① 危機の発生のおそれがあるときの「未然防止やその回避」
- ② 危機が発生したときの初動対処や応急復旧のための「応急対策」
- ③ 危機の収束による災害復旧、安全確認、被害者の支援のための「事後対策」
- ④ 同様の被害の「再発防止対策」

等も含めた総合的な取り組みをいう。

(2) 危機管理計画

危機管理計画は、「岡山市地域防災計画」、「岡山市国民保護計画」及び「岡山市事件・事故等対処計画」の三つの計画で構成する。(図-1 基本指針の位置づけ参照)

① 岡山市地域防災計画

岡山市地域防災計画は、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的に、災害対策基本法に基づき、本市に係る防災について、地方公共団体、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が処理すべき事務、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定める。

このため、岡山市では災害の種類に応じて「風水害等対策編」、「地震・津波災害対策編」、及び「資料編」の三編に区分し「岡山市防災会議」が策定する。

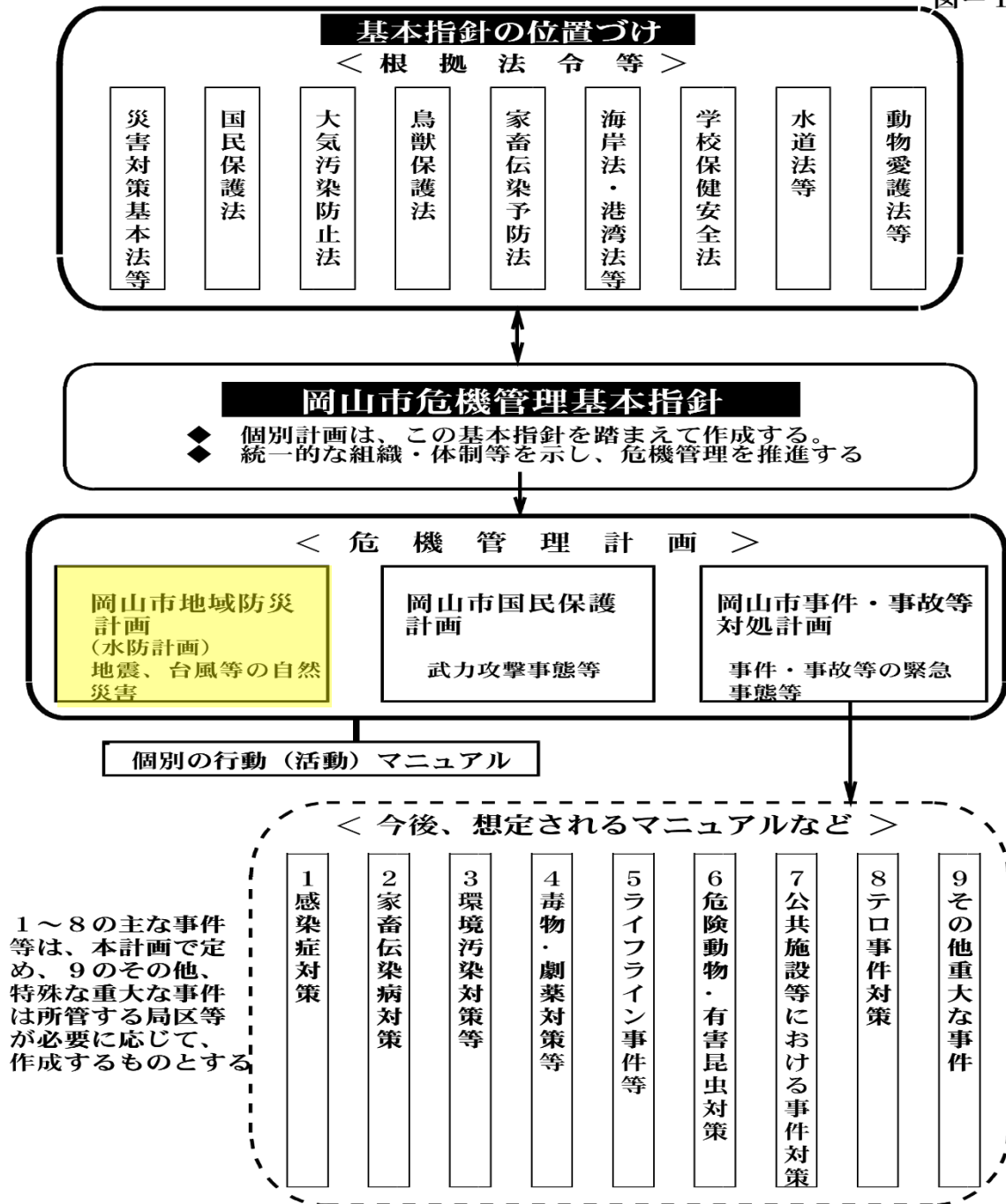
② 岡山市国民保護計画

岡山市国民保護計画は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）」に基づき、国民保護措置の実施体制、住民の避難や救援の実施に関する事項、平素において備えておくべき物資や訓練等に関する事項を定め、「岡山市国民保護協議会」に諮問したうえで策定する。

③ 岡山市事件・事故等対処計画

岡山市事件・事故等対処計画は、前記①、②の計画が対象とする危機以外の事件・事故等への事象別緊急対策等を定め、「岡山市危機管理調整会議」に諮問したうえで策定する。

図-1



(出所：「岡山市危機管理基本方針 平成 23 年 4 月」)

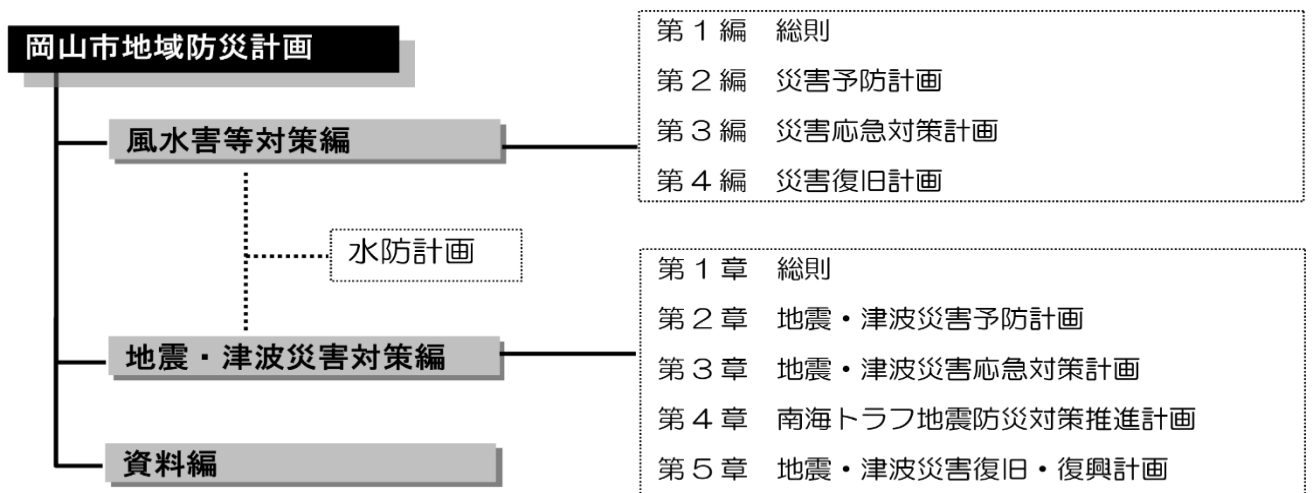
(3) 岡山市地域防災計画の体系

岡山市地域防災計画は、「風水害等対策編」及び「地震・津波災害対策編」をもって構成され、岡山県地域防災計画並びに指定行政機関又は指定公共機関等の作成する「防災に関する計画」と整合を図りながら作成されている。

また、水防法に基づき、別途作成する「岡山市水防計画」(注)とも調整を図っている。

(注) 水防法(昭和24年法律第193号)第4条の規定により、岡山県知事より指定された指定水防管理団体である岡山市は、同法第32条の規定に基づき、岡山市が水防を行う区域における洪水や高潮等による水災に対処し、これによる被害を防止しまたは軽減するため、岡山市防災会議に諮り水防計画を策定している。

【岡山市地域防災計画の構成】



(出所：岡山市地域防災計画【概要版】)

2. 岡山市の特徴（人口構成及び自然条件、財政状況など）

(1) 人口構成

【岡山市の年齢別構成】

年齢（3区分）別人口及び割合の推移

年次	人口(人)				年齢別割合(%)		
	総数	15歳未満	15～64歳	65歳以上	15歳未満	15～64歳	65歳以上
昭和 55 年	590,424	135,163	395,250	59,797	22.9	67.0	10.1
60 年	618,950	133,081	418,298	67,368	21.5	67.6	10.9
平成 2 年	640,406	118,696	442,613	78,469	18.6	69.2	12.3
7 年	663,346	108,816	458,724	95,247	16.4	69.2	14.4
12 年	674,375	103,078	456,485	114,670	15.3	67.7	17.0
17 年	696,172	100,531	460,195	132,262	14.5	66.4	19.1
22 年	709,584	100,175	450,108	151,140	14.3	64.2	21.5
27 年	719,474	97,043	435,475	175,013	13.7	61.5	24.7

※総数には年齢「不詳」を含む。ただし、年齢別割合は年齢「不詳」を除いて算出。

(出所：平成 27 年国勢調査人口等基本集計結果の概要)

年齢別人口の増減の推移をみると、平成 22 年調査まで縮小していた 15 歳未満人口の減少数は、平成 27 年調査で再び拡大し、5 年間で 3,132 人、3.1%の減少となり、10 万人を割り込むこととなった。15～64 歳人口は、平成 27 年調査では減少数、減少率ともに拡大し、14,633 人、3.3%の減少となっている。

一方、65 歳以上人口は、増加数、増加率ともに上昇し、5 年間で 23,873 人、15.8%の増加となり、平成 27 年度において岡山市の人口に占める割合は 24.7%となり、調査ごとに増加している傾向にある。

以上から、高齢者人口が増加傾向にあり、そのため、高齢者に対する防災・減災対策の重要性も増している状況にある。

【外国人の状況】

男女別外国人人口の推移

(単位：人)

男女	昭55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	27年
総数	3,425	3,613	4,077	5,112	5,687	6,465	8,848	8,425
男	1,724	1,831	1,987	2,441	2,675	2,894	4,054	3,819
女	1,701	1,782	2,090	2,671	3,012	3,571	4,794	4,606

※無国籍及び国名「不詳」を含む。(出所：「平成27年国勢調査人口等基本集計結果の概要」)

外国人人口は昭和55年調査以降順調に増加してきたが、平成27年調査では、8,425人となっており、岡山市の全人口に占める割合は1.2%となっている。

外国人人口を国籍別にみると、中国が3,344人(外国人人口の39.7%)と最も多く、次いで韓国、朝鮮が2,403人(同28.5%)、ベトナムが769人(9.1%)、フィリピンが453人(同5.4%)などとなっており、言語も多言語となっている。

このような外国人居住者に対する防災・減災対策も重要なものとなっており、これに対応するため、英語、中国語、ハングル語に翻訳した岡山市防災マニュアル(多言語版)が用意されている。

【障害者の状況】

障害者(児)数

(平成26年3月31日現在)

	身体障害者	知的障害者	精神障害者	難病患者	障害児
区分	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	精神障害者保健福祉手帳所持者	特定疾患医療受給者証所持者	障害児入所支援・障害児通所支援受給者(延人数)
人数	28,241	5,016	4,182	5,647	1,294

(出所：「岡山市障害者プラン及び第4期岡山市障害福祉計画」添付資料より抜粋)

岡山市の障害者の状況としては、上表のとおりであり、災害発生時における安全確保が必要である。

以上のように、高齢者、外国人、障害者などに対して、災害発生時の安全を確保することが重要である。そのため、岡山市地域防災計画の風水害等対策編、地震・津波災害対策編ともに、要配慮者の安全確保計画として、以下のとおり、方針が定められている。

「1 方針

高齢者、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病のある人、妊婦、外国人（以下「要配慮者」という。）の中には、災害発生時に必要な情報を得ることや迅速かつ適切な避難行動を取ることが困難である者（以下「避難行動要支援者」という。）もいる。

そのため、平常時より要配慮者の居住状況や避難支援を必要とする事由等の情報を把握して、避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）を作成しておき、災害発生時の避難支援等に利用する。また、医療・福祉対策との連携の下で、要配慮者に速やかな支援を行うための協力体制の確立等を図るとともに、防災施設等の整備、防災拠点スペースの設置、福祉避難所の確保を行う。さらに、社会福祉施設においては、要配慮者が災害発生時においても安全で良好な暮らしができるよう平素から、施設・設備の点検、防災組織の整備、防災教育・防災訓練等防災対策の充実に努める。

さらに、地域においては、男女共同参画による自主的な防災組織の設置・育成により、要配慮者の安全確保に対する体制を整備し、共に、助け合える地域社会づくりを進める。」

(2) 岡山市の防災関連支出の推移

(単位：億円)

	平成 24 年度 (実績)	平成 25 年度 (実績)	平成 26 年度 (実績)	平成 27 年度 (実績)	平成 28 年度 (実績)
歳入総額	2,623	2,741	2,936	2,875	2,886
歳出総額 ㉠	2,559	2,651	2,828	2,779	2,789
歳出のうち、 地域防災対策事 業費 ㉡	82	94	105	123	127
歳出に占める地域 防災対策事業費の 割合 (㉡ / ㉠ × 100%)	3.2%	3.5%	3.7%	4.4%	4.6%

(出所：地域防災対策事業費は、「地域防災対策事業一覧表（危機管理室作成）」より)

岡山市の危機管理計画のうち、岡山市地域防災計画に関する歳出が年々増加している傾向にある。上表のように、地域防災対策事業費は平成 24 年度の 82 億円から、平成 28 年度の 127 億円へと毎年増加しており、また歳出に占める防災対策事業費の割合も平成 27 年度は 3.2%から平成 28 年度は 4.6%と歳出に占める割合も増加傾向にある。

各地において地震や台風などの風水害の被害が深刻化する中において、上記の防災関連支出の年度推移からわかるように、ライフラインや施設に対する耐震化、防災情報ネットワークの構築など、岡山市においても防災事業に対する重要性が認識されており、結果として、地域防災対策事業費が増加していることが数値として現われている。

【財源調整のための基金残高の推移】

(単位：億円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
財源調整のための基金	115	196	274	305	332	356	383
財政調整基金	95	146	187	183	190	204	201
市債調整基金	14	14	14	14	14	14	14
公共施設等整備基金	6	36	73	108	128	138	168

(出所：岡山市の財政状況 (19 版))

上表のように、財源調整のための基金のうち、公共施設等整備基金の残高は大きく増加傾向にある。これは、防災・減災事業や施設の老朽化などに対応するための財源として、公共施設等整備基金へ積立を行ったことによるものである。

(3) 自然条件等

岡山市は、789.95km²という広大な市域を有し、北部の丘陵地帯、旭川・吉井川の河口に広がる岡山平野、児島半島を含む南部の瀬戸内海沿岸地帯から構成され、水と緑に恵まれた自然の豊かな都市である。

温暖な瀬戸内海特有の風土により、春秋は快晴の日が多く、冬は厳しい季節風を中国山地がさえぎって積雪をみることは稀である。夏、本土を襲う台風も四国山脈が防壁になって勢力が弱められ、影響が比較的少ないなど、地形的にも非常に恵まれている。

そうしたことから、他都市と比較して岡山市は、近年比較的大きな災害に見舞われていないという安心感があるが、浸水想定区域や土砂災害の危険箇所が多く、また、建物が建て詰まりオープンスペースの不足した市街地も抱えており、地震や水害、火災等の災害に対する危険性は低いとは言えない。



(出所：「岡山市都市計画マスタープラン」)

このような自然条件である岡山市において、次頁以降に記載する災害が過去に発生している。

3. 岡山市の過去の災害一覧

(1) 岡山市における災害救助法適用災害

災害発生年 月 日	種 類	適用市町村 (当時)	人的被害(人)				住家被害(戸)					岡山県内の 被害総額 (千円)
			死 者	行方 不明 者	負傷 者	計	全壊 (焼 流)	半壊 (焼)	床上 浸水	床下 浸水	計	
S27. 5. 2	火災	岡山市(1市) (上石井, 西 大正町)	2	—	5	7	92	1	—	—	93	
S28. 6. 8	豪雨 水害	岡山市小串村 (1市1村)	—	—	—	—	4	5	5	9	23	
S29. 9. 14	風水	藤田村 (1市1町1村)					6	16	501	2,161	2,684	
S29. 9. 26	〃	藤田村興除村 朝日村 (5市8町5村)	6	—	169	175	175	469	924	650	2,218	
S47. 7. 13	集中 豪雨	岡山市 (4市17町)	2	—	43	45	2	39	328	1,315	1,684	598,987
S51. 9. 13	台風 17号	岡山市 (3市11町)	1	—	5	6	6	11	1,454	14,267	15,738	6,201,008
H16. 8. 30	台風 16号	岡山市 (5市4町)	—	—	3	3	—	—	380	1,083	1,463	13,405,305

(注)S28. 6. 8 豪雨水害, S29. 9. 14 風水害, S29. 9. 26 風水害の被害欄は全適用市町村の数であり, 岡山市分は内数となる。

(出所:「岡山市における過去の災害履歴」)

(2) 平成以降の大雨発生状況

発 生 年 月 日	岡山県内の被害内容等	備 考
平成 2 年 9 月 18 日～ 9 月 20 日	総雨量 244 ミリメートル 死者 5 名、負傷者 6 名 住家全壊 3 世帯、床上浸水 85 世帯、 床下浸水 652 世帯など 岡山県の被害総額 2,134 百万円	台風第 19 号
平成 6 年 7 月 7 日	総雨量 73 ミリメートル	局地的大雨
平成 10 年 10 月 17 日～10 月 18 日	岡山県の被害総額 2,192 百万円 床上浸水 73 世帯、床下浸水 126 世帯 道路破損 133 箇所、橋梁破損 5 箇所、 河川破損 39 箇所など	台風第 10 号
平成 16 年 8 月 30 日～ 8 月 31 日	上記（1）参照	台風第 16 号
平成 16 年 9 月 7 日	住家一部破壊 2 世帯 床上浸水 7 世帯、床下浸水 113 世帯など	台風第 18 号
平成 16 年 9 月 29 日～ 9 月 30 日	負傷者 1 名 住家一部破壊 4 世帯、床上浸水 12 世帯、床下 浸水 144 世帯など 岡山県（県南部）の被害総額 162 百万円	台風第 21 号
平成 16 年 10 月 20 日～10 月 21 日	負傷者 5 名など 被害総額 8 百万円	台風第 23 号
平成 23 年 9 月 2 日～ 9 月 4 日	総雨量 214.5 ミリメートル 負傷者 1 名、住宅半壊 1 世帯 床上浸水 135 世帯、床下浸水 4,445 世帯など 岡山市の被害総額 534 百万円	台風第 12 号

(3) 岡山市で震度4以上を観測した地震（昭和20年以降）

発生年月日	震度	岡山県内の被害	震央地名(地震名)	規模
1946. 12. 21 (昭和 21)	岡山 4	県南部、特に児島湾北岸、高梁川下流域の新生地の被害が甚大であった。 死者 52 人、負傷者 157 人、建物全壊 1,200 戸半壊 2346 戸、その他堤防・道路の損壊多し	和歌山県南方沖 (南海地震)	8.0
1952. 7. 18 (昭和 27)	岡山 4	被害なし	奈良県 (吉野地震)	6.7
1968. 8. 6 (昭和 43)	岡山 4	被害なし	豊後水道	6.6
1995. 1. 17 (平成 7)	岡山 4 津山 4	軽傷 1 人	大阪湾 (平成 7 年(1995 年) 兵庫県南部地震)	改 7.3 (7.2)
2000. 10. 6 (平成 12)	新見 5 強 大佐 5 強 哲多 5 強 落合 5 強 美甘 5 強 岡山(北区・東区・南区) 5 弱	震源に近い阿新・真庭地方及び岡山市の軟弱地盤地域を中心に被害が多かった。 重傷 5 人、軽傷 13 人、建物全壊 768 戸その他水道被害・道路破損多し (岡山市：軽傷 6 人、全壊 1 戸、半壊 7 戸)	鳥取県西部 (平成 12 年(2000 年) 鳥取県西部地震)	7.3
2001. 3. 24 (平成 13)	岡山(北区・南区) 4	軽傷 1 人、住家一部破損 18 棟 (岡山市被害無し)	安芸灘 (平成 13 年(2001 年) 芸予地震)	6.7
2006. 6. 12 (平成 18)	岡山 (南区) 4	被害なし	大分県西部	6.2

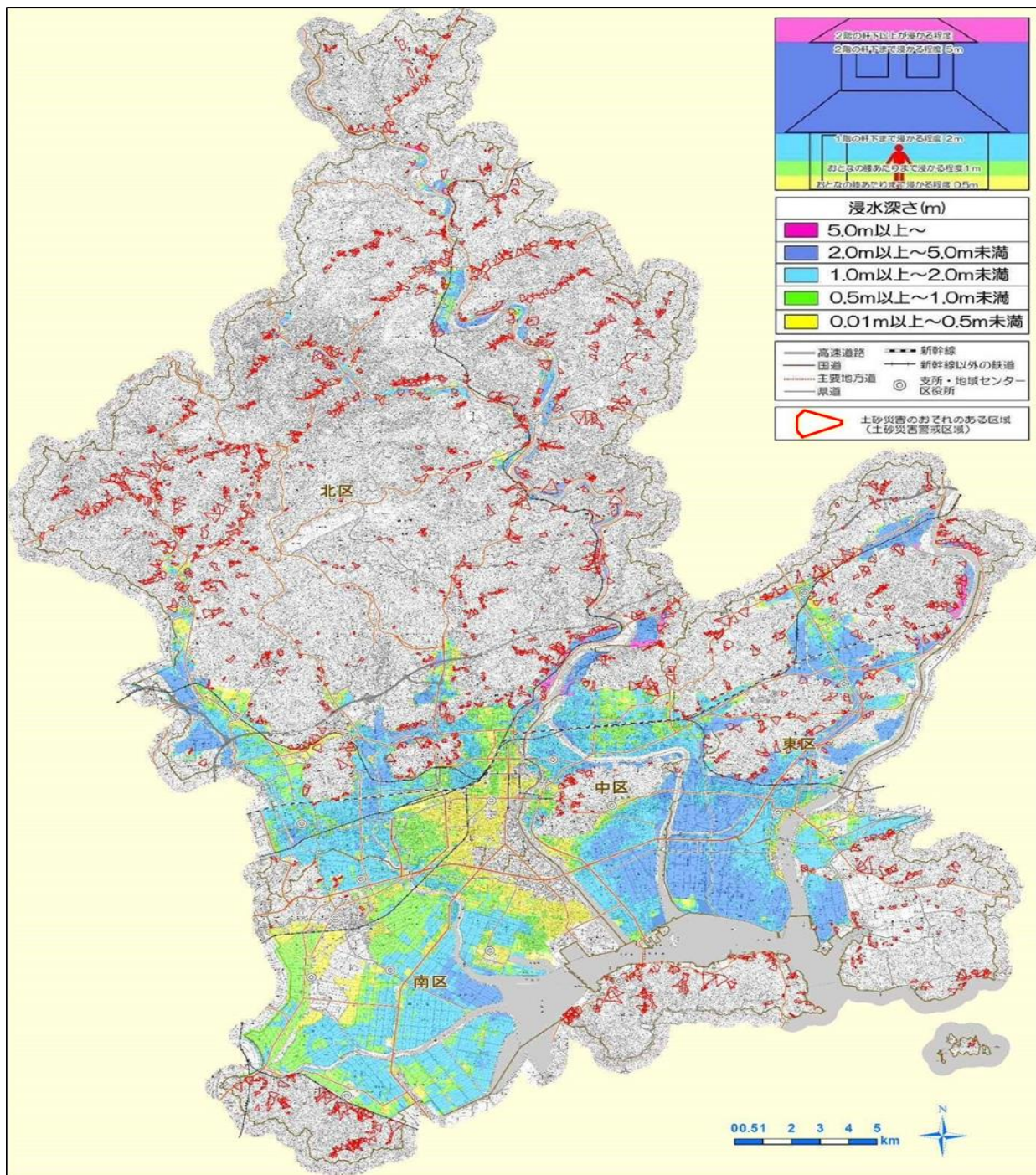
2013. 4.13 (平成 25)	岡山 (南区) 4	軽傷 1 人、ため池等調査するも異常なし	淡路島付近	6.3
2014. 3.14 (平成 26)	岡山(北区 ・東区・ 南区) 4	重傷 1 人(倉敷市) 軽傷 4 人(岡山市 3 人、玉野市 1 人)	伊予灘の地震	6.2
2016. 10.21 (平成 28)	岡山(北区 ・南区) 4	重傷 1 人(岡山市) 軽傷 2 人(岡山市 1 人、美作市 1 人)	鳥取県中部地震	6.6

(出所：「岡山市地域防災計画（資料編）」より抜粋)

以上から、岡山市の災害の特徴としては、近年は台風大雨等による風水害が大部分を占めている。また、近年、地球規模で進む地球温暖化に伴う気候変動の影響もあり、大雨や集中豪雨の頻度が増加している。

そのため、これまで以上に、浸水害や洪水が多く発生する傾向にあり、この傾向は今後も続くことが想定されることから、十分な警戒が必要となっている。このため、風水害に対する防災対策が重要となっている。

また、岡山市津波/洪水・土砂災害ハザードマップ（平成 28 年 3 月）において想定される「150 年あるいは 100 年に 1 回程度起こる大雨による浸水想定分布及び土砂災害計画区域」は次のとおりであり、風水害に対する防災対策の重要性はさらに増してきている。



(出所：「岡山市津波/洪水・土砂災害ハザードマップ (平成 28 年 3 月)」)

一方、地震については、震度 5 以上を記録した地震は平成 12 年の鳥取西部地震以降、発生していない状況である。震度 4 以上の地震についても、平成に入ってから 5 回であり、地震が多発する地域ではない。しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災をはじめとして、日本各地で地震が起きており、特に、南海トラフを

起因とする地震は、非常に高い確率で発生するとされている。

過去に岡山市に被害を及ぼした地震は、大きく分けると、近隣を震源とする内陸型地震と、太平洋側のプレート境界面付近を震源とする海溝型地震であり、今後、発生が想定される巨大地震である南海トラフ巨大地震（海溝型地震）については、下記のような被害が想定されている。

4. 南海トラフ巨大地震の被害想定

(1) 岡山市に想定される揺れ

南海トラフ巨大地震では、市域の大部分が震度5以上となり、岡山平野部においては最大で震度6強をもたらすことが想定され、さらに揺れに伴う液状化の発生も懸念される。

震度階級別 面積率 (%)			
震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強
11.2	46.1	32.2	5.9

(2) 岡山市に想定される津波

南海トラフの巨大地震は、海溝型地震であるため、津波発生が懸念される。この津波については、岡山県が、同じ南海トラフの巨大地震を対象とした津波浸水解析を実施し、その影響範囲を想定している。この解析結果から、岡山市では、以下のような津波が発生すると想定されている。

[津波水位・高さの最大値]

区名	津波水位の最大値 (T. P. m)	津波水位の平均値 (T. P. m)	朔望平均満潮位 (T. P. m)
	津波高の最大値 (m)	津波高の平均値 (m)	
	※津波水位、津波高は、朔望平均満潮位を含む		
岡山市	*	*	*
北区	*	*	
岡山市	1.6	1.5	1.36
中区	1.8	1.7	
岡山市	2.3	1.9	1.09~1.36
東区	2.5	2.1	
岡山市	2.4	1.7	1.36
南区	2.6	1.9	

※津波水位は、海岸線から沖合約30m地点における標高で表示

※津波高さは、地殻変動量を考慮して表示

[浸水面積]

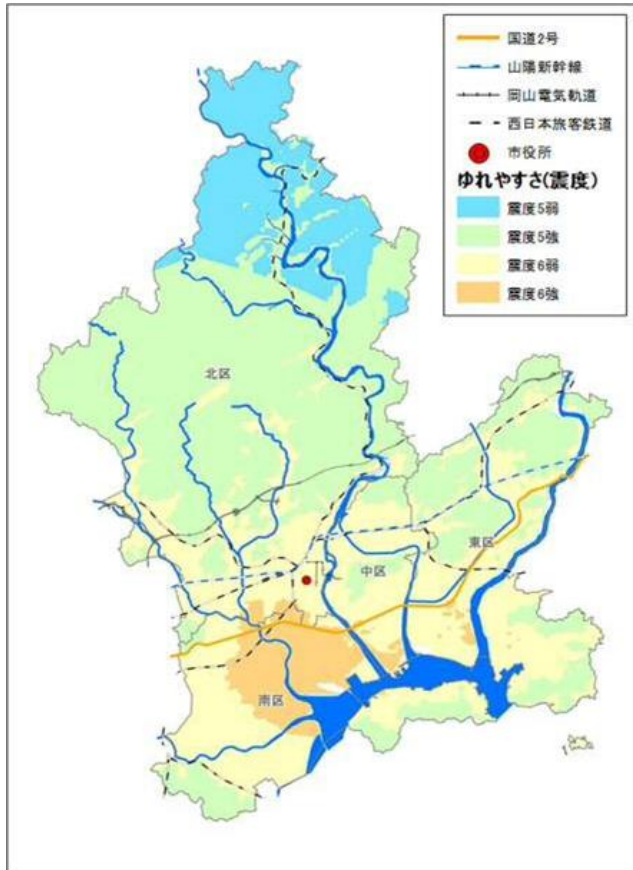
区名	浸水面積(ヘクタール)					
	1cm以上	30cm以上	1m以上	2m以上	5m以上	10m以上
岡山市北区	60	20	*	-	-	-
岡山市中区	1,160	1,070	740	230	-	-
岡山市東区	3,210	2,980	2,270	1,140	*	-
岡山市南区	6,390	5,920	3,990	1,590	*	-

※ 「*」は、10ヘクタール未満、「-」は、浸水なし

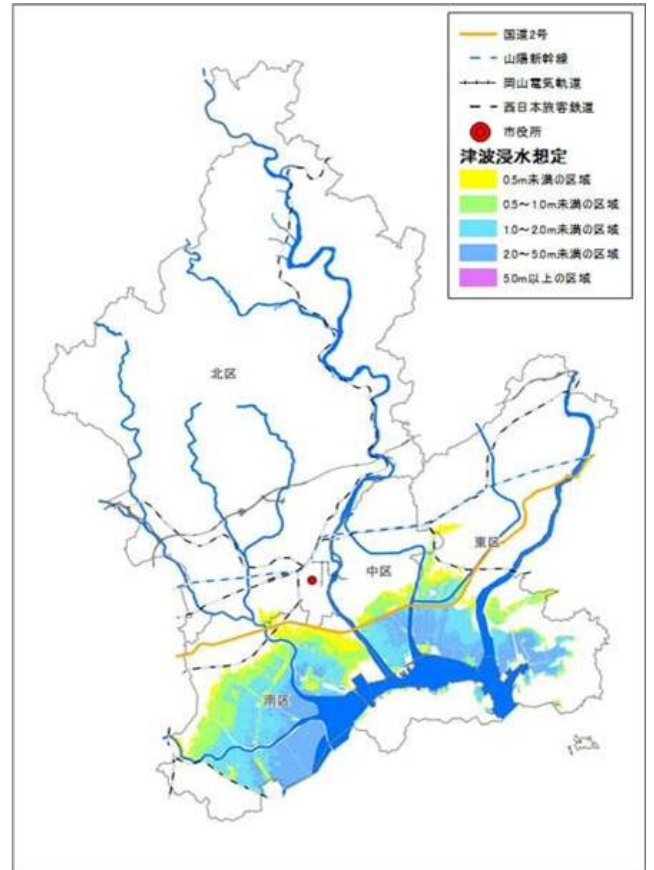
※ 河川等を除いた浸水面積

(出所：岡山市地域防災計画(地震・津波災害対策編))

南海トラフ巨大地震による震度階分布及び津波浸水分布を図解で表すと次のとおりである。



【南海トラフ巨大地震による震度階分布】
 (出所：「ゆれやすさマップ (平成 25 年 9 月)」)



【南海トラフ巨大地震による津波浸水分布】
 (出所：「岡山市津波/洪水・土砂災害ハザードマップ (平成 28 年 3 月)」)

(3) 岡山市に想定される被害

南海トラフ巨大地震では、全壊建物は 29,000 棟、死者数 1,400 人（冬深夜に発生した場合）、避難者（災害直後）は、10 万人を超えるという大規模な被害が生じ、経済被害額も 1 兆円を超える規模となることが想定される旨が岡山市地域防災計画（地震・津波災害対策編）に記載されている。

また、南海トラフ巨大地震以外にも、岡山県域に大きな被害の発生が懸念される8つの断層型地震が発生する可能性があると言われている。

以上より、岡山市の防災計画の策定においては、風水害対策だけでなく、地震・津波災害対策も重要なものとなっている。

5. 岡山市で想定される災害への対策

岡山市で想定される災害への対策は、次のとおりである。

① 岡山市地域防災計画「風水害等対策編」

風水害等対策編において想定している災害は、暴風等による災害、大雨等による災害、高潮等による災害、その他異常気象による災害である。また、これらの自然災害以外についての災害についても、風水害等対策編において想定している（大規模火災、危険物の爆発等による災害、交通機関による災害、その他の特殊災害など）。

② 岡山市地域防災計画「地震・津波災害対策編」

地震・津波災害対策編において想定している災害は、地震による災害、津波による災害である。

6. 防災及び危機管理の事業に対応する組織体制

岡山市の危機管理業務にあたる部署としては、岡山市長直轄の組織として危機管理室が存在する。危機管理室の業務は以下のとおりである。

(1) 危機管理室の業務

【危機管理室の職員構成】

(単位：名)

職名	局長	室長	担当 課長	担当課 長補佐	担当 係長	副主 査	主事	計
正規職員	1	1	2	3	2	3	1	13

職名	再任 用	臨時	嘱託	計
非正規職員	4	2	1	7

上記以外に消防局から常時3名を受け入れており、24時間体制で消防局と連携を図っている。

岡山市危機管理室は、自然災害等危機的事項全般について実施している業務は、(ア) 防災関連計画の策定、(イ) 調査、(ウ) 防災マニュアル策定、(エ) 防災訓練、(オ) 自主防災会育成事業、(カ) 防災関連ネットワークの構築・維持管理、(キ) 備蓄倉庫の設置及び備蓄物資の購入・管理、(ク) 防災関連の研修、(ケ) 災害発生時の避難場所の確保などである。それぞれの内容の概要については、次のとおりである

(ア) 防災関連計画の策定

防災事業に関する計画の主なものは以下のとおりである。

- ・岡山市危機管理方針基本指針
- ・岡山市地域防災計画（風水害等対策編、地震・津波災害対策編）
- ・岡山市国民保護計画
- ・岡山市要配慮者避難支援全体計画
- ・岡山市業務継続計画（震災対策編）
- ・岡山市国土強靱化地域計画
- ・岡山市備蓄計画

平成 27 年度において、危機管理室は、岡山市業務継続計画は作成するものの、各部署が作成する災害対策マニュアル等には関与できておらず、連携に関して不十分であった。

<意見 1 危機管理室と各部の連携について>

以下の各部に対して、業務継続のための災害対応マニュアル等の作成を依頼し、危機管理室が当該マニュアルを確認し、各部と相互連携を図ることになっているが、平成 28 年度末現在、完了していない。早期完了させ、危機管理室と各部の相互認識の強化を図る必要がある。

災害対策本部における部
危機管理部、市長公室・政策部、総務部、財政部、市民生活部、市民協働部、保健福祉部、岡山っ子育成部、環境部、産業観光部、都市整備部、下水道河川部、会計部、水道部、市場部、消防部、教育部、応援部、北区本部、中区本部、東区本部、南区本部

(イ) 調査

岡山市の地形・気候・断層等を調査し、以下のようなデータを作成している。

- ① 岡山市地震・津波等被害想定結果
- ② ハザードマップ（洪水・土砂災害ハザードマップ、津波ハザードマップ、地震防災マップ）

(ウ) 防災マニュアル策定

防災・減災について、以下のようなマニュアルを作成している。

- ① 岡山市防災マニュアル
- ② 岡山市津波避難訓練マニュアル
- ③ 要配慮者支援ガイド
- ④ 岡山市避難所運営マニュアル
- ⑤ DIG（簡易型図上訓練）実施マニュアル
- ⑥ HUG（避難所運営ゲーム）

(エ) 防災訓練

災害に備えて、防災訓練を実施・指導している。

- ① 総合防災訓練
- ② 自主防災会等の防災訓練指導

(オ) 自主防災会育成事業

「町内会」を基本単位としての「自主防災会」の結成を促進しており、自主防災会の結成促進及び活動活性化にあたり、危機管理室が行っている主な事業は以下のとおりである。

- ① 地域防災協定の手引きの作成
- ② 地域防災マップ作成マニュアルの策定
- ③ 自主防災会への支援（岡山市自主防災会防災資機材及び地域防災マップ給付事業、岡山市備蓄食糧給付事業）

(カ) 防災関連ネットワークの構築・維持管理

以下のような防災関連ネットワークの構築及び維持管理を行っている。

- ① 岡山市防災情報ネットワークシステムの構築・維持管理
- ② J-ALERT の維持管理

(キ) 備蓄倉庫の設置及び備蓄物資の購入・管理

災害発生時に備えて、備蓄品の分散保管及び集中保管を行っている。また、必要な備蓄品の品目・数量についての検討を行っている。

(ク) 防災関連の研修

① 防災まちづくり学校

岡山市が主催し、地域における防災リーダーを養成するため、講座や総合防災訓練への参加、「人と防災未来センター」（神戸市）の視察、救急救命講習などを行っている。

② 防災士の養成

公民館職員等市職員に防災士養成研修を受講させ、防災啓発に関する主催講座を開催し地域住民へ防災啓発を行っている。

(ケ) 災害発生時の避難場所の確保

災害種類別（津波、洪水、土砂災害）ごとに避難場所を決め、指定避難所の指定を行っている。

- ① 小中学校（127 か所）
- ② コミュニティハウス（80 か所）
- ③ 公民館（60 か所）
- ④ その他施設（56 か所）
- ⑤ 協定による避難場所（110 か所）

なお、①～③については、一部の施設を除き指定避難場所に指定されている。
また、上記の施設及び上記以外の施設・場所においても、一定の条件を満たす施設については、津波避難ビル、福祉避難所、広域避難場所に指定されている。

(2) 災害発生時もしくは災害発生が予想される場合の岡山市の対応

以下は、「岡山市地域防災計画【概要版】第4.防災計画の内容 第4-2 災害が発生したときには～災害応急計画～」より抜粋。

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合において、防災活動を推進するため、気象又は事故災害、地震等の状況に応じた配備体制により、防災活動を行っている。また、災害発生時には応急対策実施の要として区本部を設置し、災害対策本部等と十分な連携をとりながら、区民の生命・身体及び財産を保護し、被害を最小限に止めるとともに、区民の不安や動揺を鎮め、人心の安定を図ることを主な目的として活動する。災害応急計画には、このような市の活動体制に関わる事項、活動内容など以下のようなことについて定めている。

1) 災害応急計画の主な内容

- 避難勧告・避難指示の発令並びに避難所の開設、避難行動要支援者の支援。
- 災害救助法に基づく被災者の救助を実施。
- 被災者の広域一時滞在に関する協議、被災者の受入れ。
- 防災気象情報等の収集・情報提供・伝達。
- 災害に関する予報・警報等の発令及び伝達。
- 指定地方行政機関及び県に、災害応急対策等のため職員の派遣要請。
- 災害時における交通整理・輸送対策・警戒区域の設定、その他社会の秩序の維持。
- 災害時における被災児童・生徒等に対する文教対策、清掃・防疫、保健衛生に関する応急措置。
- 公共土木施設・水道施設・下水道施設・農地及び農林水産業施設等の新設改良・防災・災害復旧及び応急措置。

2) 災害応急期における岡山市の「配備体制の種別」と「配備基準」

災害応急期には、勤務時間の内外に関わらず、災害の種類、状況に応じた基準を定め、以下の体制を確立する。

①配備体制の種別

種別	内容
監視体制 (待機配備)	局地的な被害が予想される場合に、速やかに1号配備に移行するため、気象情報等の収集及び配備指令の伝達を行う体制である。
注意体制 (1号配備)	災害が発生するおそれがある場合に、局地的又は小災害に対応できる体制で、災害情報等の収集伝達及び警戒巡視並びに災害応急対策を実施する。なお、事態の推移に伴い、直ちに上位の体制に移行する。
警戒体制 (2号配備)	災害が数地区で発生し、又は拡大の危険性がある場合に、災害応急対策の実施及び災害の拡大を防止するための体制である。災害情報、被害状況等の収集伝達及び災害応急対策並びに災害防除措置を実施する。なお、事態の推移に伴い、直ちに上位の体制に移行する。
特別警戒体制 (3号配備)	相当規模の災害が発生し、拡大のおそれがある場合に、災害応急対策及び救助活動実施並びに災害の拡大を防止するための体制である。気象情報・災害情報・被害状況等の収集伝達及び災害応急対策並びに災害防除措置を実施する。なお、事態の推移に伴い、直ちに非常体制に移行する。
非常体制 (4号配備)	大規模な災害又は事故に対し、緊急かつ総力をあげて災害諸対策を強力に推進する体制である。

②配備体制基準

体制	風水害の配備基準	地震・津波の配備基準	大規模火災・事故等の配備基準
監視体制 (待機配備)	①岡山市に次の気象注意報のいずれかが発表されたとき。(大雨, 洪水, 高潮)	①国が東海地震の警戒宣言を発表したとき。	
注意体制 (1号配備)	①岡山市に次の気象警報のいずれかが発表されたとき。(暴風、大雨、洪水、高潮、暴風雪、大雪) 2. 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。 ③岡山市内で水防警報が発表されたとき。 4. その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	①岡山市内で震度4の地震を観測した場合。 ②県沿岸の海域に津波注意報が発表されたとき。 3. 災害発生のおそれはあるが、発生の時期、規模等の予想が困難なとき。	
警戒体制 (2号配備)	1. 台風が岡山県又は近県を通過することが確実となったとき。 2. 長雨が続き、岡山市に大雨・洪水警報が発表されたとき、又は局地的集中豪雨が予想されるとき。 3. 土砂災害警戒情報が発表されたとき。 4. その他市長が必要により当該配備を指示したとき。	1. 地震により相当規模の被害が発生し1号配備では対処できないとき。 ②県沿岸の海域に津波注意報が発表され、瀬戸内海沿岸の近県に津波警報が発表されたとき	1. 火災、爆発その他大規模な事故が発生したとき。
特別警戒体制 (3号配備)	1. 大雨・洪水・高潮等の異常な自然現象により、相当規模の災害が発生し、さらに市内全域に災害が拡大するおそれがあるとき。 ②特別警報が発表されたとき。	①岡山市内で震度5弱以上の地震を観測した場合 ②県沿岸の海域に津波警報が発表されたとき。	1. 火災、爆発その他重大な事故により相当規模の被害が発生し2号配備では対処できないとき。

<p>非常体制 (4号配備)</p>	<p>1. 台風、大雨、洪水、津波等の異常な自然現象により、市内全域において災害が継続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。 2. 特別警報が発表され、かつ市長の指示があったとき。</p>	<p>①岡山市内で震度5強以上の地震を観測した場合。 ②県沿岸の海域に大津波警報（特別警報[津波]）が発表されたとき。 3. 地震・津波等により、市内全域において災害が継続発し、又は被害が拡大するおそれのあるとき。</p>	<p>1. 火災、爆発その他重大な事故により甚大な被害が発生し3号配備では対処できないとき。</p>
------------------------	--	---	--

※上記の他、市長が必要により各配備体制を指示することがある。

※丸数字は、自動発令する基準であることを示している。

3) 災害対策組織の種別

災害の発生状況等に応じて設置する市の災害対策組織は次のとおりである。

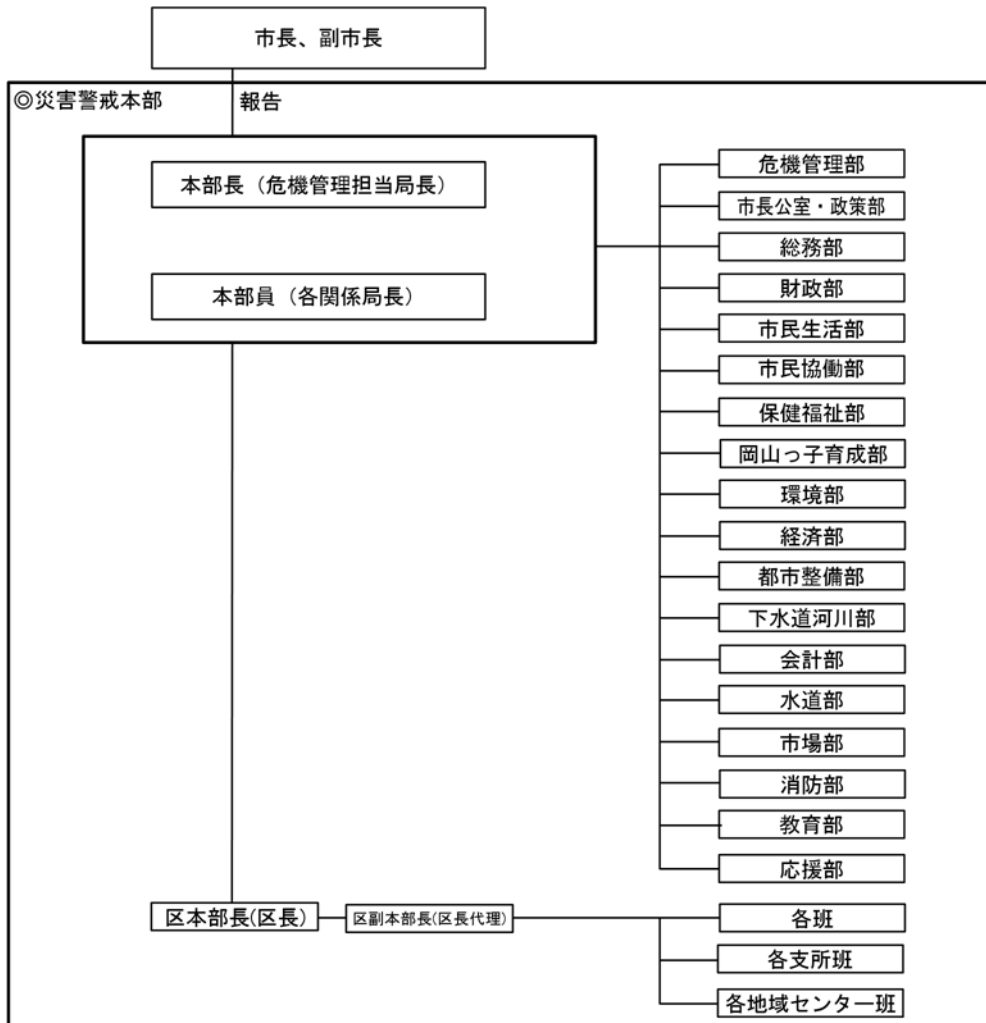
①災害警戒本部（1号配備、2号配備）

②災害対策本部（2号配備、3号配備、4号配備）

なお、災害警戒本部設置後は、事態の推移等によって、上位体制である災害対策本部に移行する場合がある。

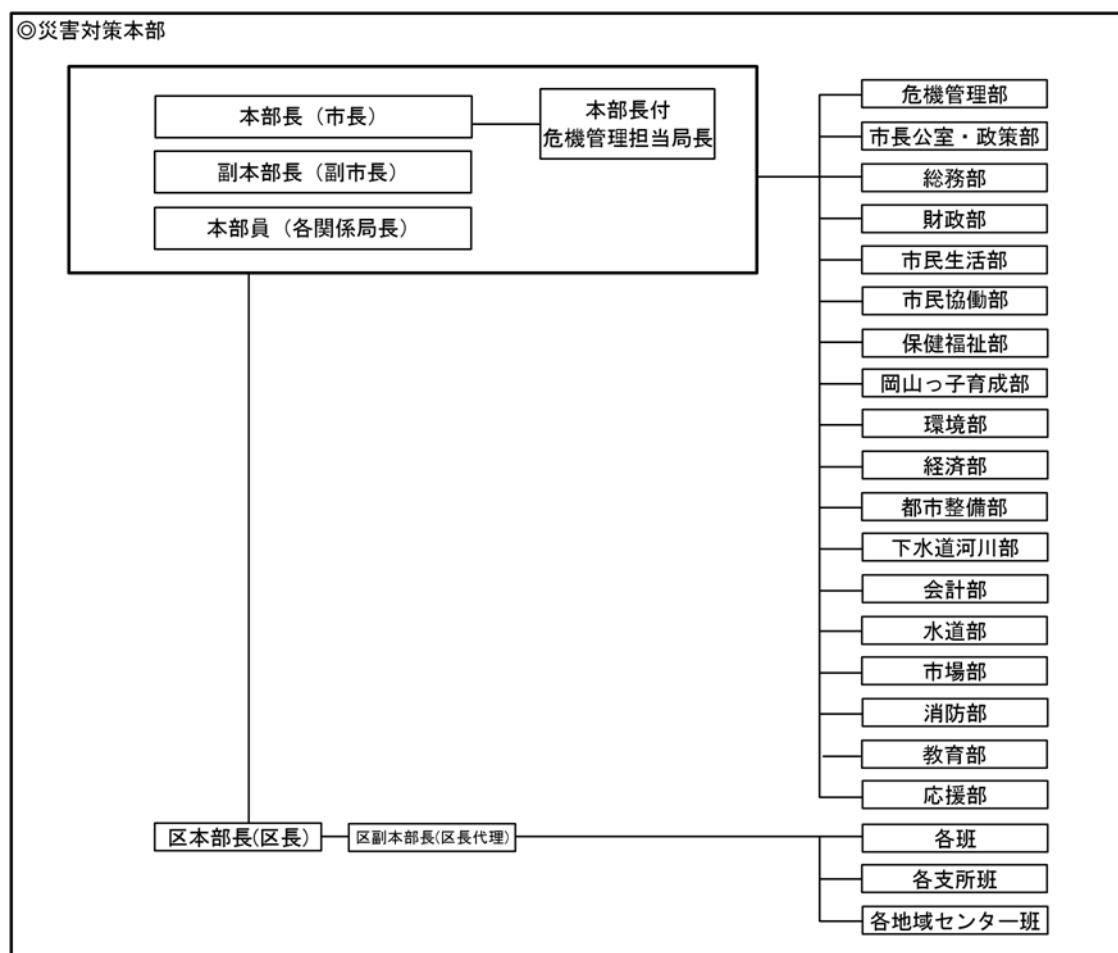
4) 災害警戒本部体制

災害警戒本部の任務、組織と役割は、災害対策本部に準ずる。ただし、本部長は危機管理担当局長とする。また、災害警戒本部を設置した場合、速やかに市長へ報告を行う。



5) 災害対策本部体制

災害対策本部が設置された場合は、県や関係機関などとの調整を行い、関係する職員は、定められた役割分担に基づく対策活動を実施することとなる。



【災害対策本部の設置】

① 設置

本部長（市長）は、被害状況に応じて、各区役所等に現地災害対策本部を設置する。

② 指揮権限者

本部長の指示する者が配置されるまでの間は、区本部長あるいは区副本部長が、総務部の部長あるいは副部長と協議の上、指揮をとる。

③ 業務

本部長の指示する業務

④ 組織

業務内容に応じて、必要人員を確保し弾力的に構成する。

6) 避難勧告等基準

災害が発生又は発生するおそれがある場合に、その災害種別及び規模等により、被害を被る可能性があると判断された地域の住民等の保護が必要と認められるときのために、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告又は避難指示（緊急）などを発令する。

情報内容の区分	発令時の状況	市民に求める行動
避難準備・高齢者等避難開始	気象状況の悪化等が予想され、その警戒時間帯が夜間であると予想される場合、夜間での避難行動を避けるため、また移動に時間を要す避難行動要支援者等が災害に備えるために時間的に十分余裕のある段階において、避難準備行動を促すときに発表する。	・家族との連絡、非常時持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	災害発生のおそれがあり、自発的な避難行動を促すときに発令する。	・指定された避難所のほか、自宅の2階など、安全なところへの避難行動を開始
避難指示（緊急）	避難勧告後に状況が悪化し又は避難準備の間もなく突発的に災害等が発生し、直ちに避難行動を開始しなければならないときに発令。	・避難中の住民は、避難行動を速やかに完了。未だ避難していない場合は、避難行動に速やかに移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動を開始

※上記避難指示の他、避難場所へ移動することにより、かえって危険が生ずる可能性がある場合においては、必要に応じ、自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での退避等の安全確保措置」を指示する。

7. 岡山市の主な防災訓練

(1) 平成 27 年度図上防災訓練の実施

毎年、1 月に岡山市単独で実施している。なお、図上防災訓練とは、地図上において防災対策を検討する訓練のことである。南海トラフ巨大地震が発生したと想定して訓練を実施。

訓練日時：平成 28 年 1 月 20 日（水）8:30～17:00

訓練場所：岡山県庁、岡山市役所

参加機関：岡山県、岡山市

参加人員：170 人（主に災害対策本部構成員）

訓練内容：職員の参集と市民の避難状況、救助・救出活動状況の把握、災害の情報収集とライフラインの確認、津波警報解除後の避難所の状況確認等

(2) 平成 28 年度総合防災訓練の実施

毎年、「防災週間」に合わせて総合防災訓練を実施しており、防災展示・体験訓練・実動訓練を行っている。南海トラフを震源域とするマグニチュード 9.0 クラスの地震、県内では最大震度 6 強を観測、県南部では被害の発生が相次ぎ、沿岸部では約 2～3 メートルの津波が発生したと想定して訓練を実施。なお、平成 28 年は訓練当日に台風が接近したために中止となった。

訓練日時：平成 28 年 9 月 4 日（日）9:00～13:00

訓練場所：灘崎町総合公園、灘崎支所、灘崎文化センターほか

参加機関：岡山県、岡山市、備前市、瀬戸内市、陸上自衛隊、航空自衛隊他
（例年、民間企業も複数社参加）

参加人員：実績値なし（例年 1,100 人前後）

訓練内容：情報の収集・伝達訓練、避難訓練、初動対応訓練、被災者救出・応急対応訓練、緊急輸送訓練、ライフラインの応急復旧訓練、避難所運営訓練

(3) 平成 28 年度岡山市水防訓練の実施

水防訓練において、大雨・台風などによる洪水により、河川の氾濫が起きそうな事態が発生したと想定して、堤防が決壊する前に防ぐための工法などを実地訓練として実施。

訓練日時：平成 28 年 6 月 5 日（日）8:30～10:30

訓練場所：岡山市中区沖元地内 百間川右岸河川敷

参加機関：岡山市，消防団，地域住民

参加人員：約 200 人

訓練内容：消防局ヘリコプターによる水難救助訓練、消防無線・防災行政無線による通信訓練、区役所職員による現地パトロール訓練・資材搬送訓練、水防工法訓練、市災害対策本部と区災害対策本部における連携訓練

(4) 平成 28 年度岡山県国民保護共同図上訓練の実施

国民保護法に基づく国との共同図上訓練を実施。岡山市内の大規模商業施設で生物剤（炭疽菌）が散布されるとともに、市内の大規模集客施設において多数の死傷者を伴う爆破事案が発生。その後、爆発物を所持した犯行グループが市内の飲食店に人質を取って立てこもったと想定して、訓練を実施。

訓練日時：平成 29 年 1 月 27 日（金）9:00～13:00

訓練場所：岡山県庁、岡山市役所

参加機関：内閣官房、防衛省、岡山県、岡山市、日本赤十字岡山県支部他

参加人員：227 人

訓練内容：初動対応（複数事案への同時対応）要領の確認、関係機関との情報共有・調整要領の確認、事案の進展に応じた県市対策本部の対応

(5) 指摘事項及び意見

岡山市のホームページにおいて総合防災訓練のページが削除されており、訓練の様子を知ることができない状態となっている。

また、国や岡山県と共同で実施した防災訓練（例：総合防災訓練など）の様子についても、岡山県のホームページにはアップロードされているが、岡山市のホームページには岡山市長室の市政日誌に画像が1枚アップロードされているのみである。

<意見2 防災訓練に関する情報発信について>

最近・最新の防災訓練を市民に伝えるため、及び岡山市民に防災訓練の重要性を周知するためにも、ホームページという情報媒体を使って、積極的に情報発信を行うべきである。また、適宜、防災訓練関連のページの更新を行うべきである。

平成28年の総合防災訓練は台風により中止となったが、総合防災訓練は岡山県、岡山市、備前市、瀬戸内市、陸上自衛隊、航空自衛隊等が参加するものであり、1年に1回しか開催されない重要かつ大規模な訓練である。

<意見3 総合防災訓練の実施について>

年に1回の重要な総合防災訓練が台風等により中止となった場合でも、規模を縮小（例えば、各自治体・民間団体の首脳陣が集まって図上訓練を行う）するなどし、関係機関と協議した上で、総合防災訓練を実施することを検討すべきである。

災害発生時はマニュアル通りに行動できるかが重要であり、防災訓練がマニュアル通りに現実的に行動できるかどうかの重要な確認手段である。大規模災害発生時は、電力の停止、水道の停止、橋梁の崩落、道路の寸断等が同時に発生し、他部署との連携が不可欠な状況となる。このため、各部署がそれぞれ認識している他部署に影響が及ぶ災害被害の想定事項、想定リスク等を集約・共有し、当該想定事項を織り込んだ各部署すべてが連携した防災訓練の実施が必要である。

<意見 4 各部署連携の防災訓練について>

岡山市では例年、水防訓練、総合防災訓練、図上防災訓練、職員参集訓練等を行っているが、各部署が作成した災害対応マニュアルが平成 28 年度末現在、完了していないため、上述のような想定事項、想定リスク等を集約・共有し、当該想定事項を織り込んだ防災訓練の実施が不十分である。来年度以降は、各部署が作成した災害対応マニュアルをもとに、情報を集約・共有した防災訓練の実施が必要である。